

○金融庁告示第四十三号

平成十三年金融庁告示第五十五号（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号イの規定に基づき株価指数を定める件）は、廃止する。

平成二十年六月二十七日

金融庁長官 佐藤 隆文